

平成 17 年 2 月 15 日

北 海 道 消 費 者 被 害 防 止

ネ ッ ト ワ ー ク ニ ュ ー ス N O . 7

[事務局] 北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 〒 060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟
(社) 北海道消費者協会 <http://www.syouhisya.or.jp> TEL 011 - 221 - 0110 FAX 011 - 221 - 4210

弟子屈町、江差町に地域消費者被害防止ネットワーク設立！

平成 16 年度の北海道立消費生活センター上半期の消費者相談の状況を見ますと、これまで最高であった平成 15 年度に比べて 136.7%と一段と増加しています。この状況は、全道の道警の相談センターにおいても同様の傾向を示しています。平成 16 年度の相談の特徴としては、現在、社会問題化している「オレオレ詐欺」や携帯電話やパソコンの有料サイト使用料などの「架空請求詐欺」、ヤミ金融などによる「融資保証金詐欺」の「振り込め詐欺」があげられます。しかし、これらの問題の陰に隠れていますが、訪問販売による寝具類や浄水器、排水管などの点検商法による次々販売、電話勧誘などの資格取得用教材、電話機のリース契約などの相談も依然衰える様子は見られません。特に、最近は高齢者を中心に、排水管や床下などの点検商法で、高額な現金払の被害が目につきます。更に、冬期間にもかかわらず雪の少ない地域においては、点検商法による被害が発生しており、これらの地域は一層の注意が必要となっています。

国は「消費者基本法」の中で、消費者の自立を促すとともに、相談体制における市町村と都道府県の役割を明確に定めていますが、相談窓口を整備しただけでは消費者被害は防止できません。悪質な業者に騙される前に、住民が悪質業者に対する心構えを持ち、お互いに注意し守りあえる組織作りが重要です。これこそがネットワークの目的であり、消費者（住民）の自立と考えます。

現在、中標津町、厚岸町、根室市、白老町、北見市に、次いで、新たに弟子屈町と江差町にネットワークが設立されました。ネットワークの輪も一歩一歩広がってきています。今後の設立予定地域として、現在、函館市、釧路市、滝川市が報告されていますが、それ以外の市町村におきましても、住民の暮らしを守るために、是非設立の検討をお願いいたします。

~~~~~ ネットワークニュースを団体内に確実にお伝えください！ ~~~~~

ネットワークニュースを各団体傘下の市町村団体まで確実にお伝えください。

また、周知に当たりましては、団体内でニュースの内容を話題にしたり、回覧したり、各ページの内容をそれぞれ必要に応じて A3 の色紙に拡大コピーしポスターとして掲示するなど、ご活用をよろしく願いいたします。

## 厳 重 警 戒

# 振り込め詐欺（オレオレ詐欺）に注意！

[ 被害の半数以上は50～70歳の女性 ]

[ 北海道警察本部警察相談課より ]

「振り込め詐欺」とは？

「振り込め詐欺」とは、身内や警察官を装う「オレオレ詐欺」、身に覚えのないのに請求される「架空請求詐欺」、融資を申し込むと保証金を要求し騙し取る「融資保証金詐欺」の3つの詐欺の総称で、警察庁は被害防止を図る目的で昨年12月9日、「すぐ振り込むな！」「一人で振り込むな！」の意味を含めてこれらの3つの詐欺を「振り込め詐欺」と総称することにしました。

道内の「オレオレ詐欺」の相談受案件数（件）

| 年 月   | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    | 10   | 11    | 12    | 合 計   |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 平成16年 | 43   | 53   | 77   | 56   | 76   | 89   | 74   | 78   | 105  | 115  | 127   | 170   | 1,063 |
| 平成15年 | -    | -    | -    | -    | -    | -    | 1    | 7    | 15   | 24   | 12    | 24    | 83    |
| 増 減   | + 43 | + 53 | + 77 | + 56 | + 76 | + 89 | + 73 | + 71 | + 90 | + 91 | + 115 | + 146 | + 980 |



### 被害防止のための注意点

不審な電話がかかってきても慌てず、落ち着いて対応する。

不審な電話に相手より先に家族や身内の名前は告げず、相手に名乗らせる。

電話を切ったら、直ぐ名乗った本人に確認し、必ず身内などに相談する。

本人確認がとれない場合は、送金をせずに警察に相談する。

不審な電話が再度かってくる場合は内容を録音し、証拠を残す。

日頃から、家族や身内でこのような犯罪が起きていることを話題にし注意する。

本人や家族の生命・身体に対する危険を感じたら、110番に通報する。

厳 重 注 意

## ほんとうに必要ですか？それだけの教材！

～一度に大量の学習教材の購入を勧誘された場合の対応は慎重に～

[北海道環境生活部生活振興課消費生活グループより]

訪問販売員に子供がまだ小学校低学年であるのににもかかわらず、「効果的な学習のため6学年分の教材が必要」「英語の成績が短期間で上がる」などと巧みに勧誘され、小学校から中学、時には高校までの教材を一度に契約し、日が経ってから「効果がない」「高すぎる」などと後悔し、相談してくるケースが後を絶ちません。

教科書の内容も将来的には変わります。また、その教材が本当に子供にあっているのかはすぐに判断できないのではないのでしょうか。こうした勧誘には、冷静かつ慎重に対応しましょう。



### 留 意 事 項

自らが希望しない何学年分もの不当な教材販売は過量販売として、北海道消費生活条例で禁止されています。

子供の能力にあわせた、無理なく続けられる量の教材を選びましょう。

必要ない場合はキッパリと断わりましょう。

契約した場合でも8日以内であればクーリング・オフができます。

## 要 注 意

# 賃貸住宅退去時の修繕費用負担にはルールがあります！

[ アパートなどの退去時のトラブルを防ぐために ]

[北海道立消費生活センターより]

アパートなどの賃貸住宅を明け渡す際に畳のへこみや壁紙の全面張り替え、高額なハウスクリーニング代を請求されるなど、退去時のトラブルが目立っています。退去時の修繕に係わる費用負担には一定のルールがあります。

### 原 状 回 復 の 原 則

退去時に「敷金の精算」として借主が負担する「原状回復費用」とは、借主の故意や不注意などで生じた損耗、キズなどの破損部分を元に戻すことを指します。経年劣化や自然損耗、通常使用による修理費、化粧直しなどのリフォームは貸主の負担です。

借主の責任によって生じたキズを修理する費用は、破損部分の修理工事に必要な施工の最小単位とされ、破損部分の経年劣化分を差し引いた金額が借主の負担となります。



### 貸主・借主の負担区分（一般的な事例）

| 貸主負担（経年変化、通常損耗等の変化）                                                                                                                         | 借主負担（不注意や不具合の放置等の汚損）                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家具の設置によるカーペット等のへこみ<br>日照などの畳や壁紙の変化<br>クリーニングで除去できる程度のタバコのヤニ<br>ポスターや絵画の跡<br>鍵の取替え（破損、紛失ではない場合）<br>専門業者による全体のハウスクリーニング<br>（通常の手入れをしている場合） など | 台所や換気扇の油汚れ、すす<br>結露を放置したことにより拡大したカビ<br>壁等のくぎ穴、ネジ穴<br>キャスター付き椅子等による床のキズ<br>引越作業で生じたひっかけキズ<br>飼育ペットによる柱等のキズ<br>風呂、トイレの水垢、カビ など |

### トラブルを防ぐための留意点

賃貸契約の契約書の内容が原状回復の原則に基づいているか、よく確認しましょう。入居時の物件のキズや汚れ等を確認し、写真などで記録しておきましょう。入居中はマナーをまもり、修繕が必要な場合はすぐ管理者に連絡しましょう。退去時に物件のキズや汚れをしっかりと確認しましょう。